

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

制定 令和2年12月22日
最近改正 令和8年1月13日

(目的)

第1条 この要領は、大阪市における工事請負契約書（以下「約款」という。）第11条第3項に規定する「現場代理人の常駐義務の緩和」に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務の緩和要件)

第2条 現場代理人の工事現場への常駐を要しないと認めることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約締結後の工期中において次に定める期間。ただし、発注者との連絡体制を確保できる場合に限る。
 - ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - イ 約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作（同一工場内であるかを問わない）のみが行われている期間
 - エ 前3号に掲げる期間のほか、工期内において工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (2) 他の工事において現場代理人の兼任を認める場合。なお、常駐を要しない期間については、契約締結後に発注者との間で打合せ記録等の書面により明確に定めること。
- 2 前項の規定に関わらず、養育中の児童や被介護者の病気やけがへの対応、現場の安全管理のための研修・講習等を受講する場合等、現場代理人が工事現場を離れることが社会通念上やむを得ないと認められる期間について、発注者又は監督職員の承諾を得た場合は常駐を要しない。

(兼任を認める範囲及び条件)

第3条 前条第1項第1号に定める常駐を要しない期間中は、他の常駐を要しない工事の現場代理人及び建設業法における専任を要しない技術者を兼任させることができる。

2 前条第1項第2号に定める工事において、現場代理人の兼任を認める場合には、次の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 建設業法において技術者の専任を要する請負金額未満であること
- (2) 兼任できる工事は、本市発注工事で3件までであること
- (3) 兼任するすべての工事現場が市内であること
- (4) 移動時間を除き、必ずいづれかの工事現場に常駐すること
- (5) 発注者又は監督職員と常に連絡が取れる体制を確保し、要請があれば速やかに当該工事現場に向かうこと

- (6) 現場代理人との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該工事に配置し駐在させること。ただし、連絡員が配置時点の日において、受注者との直接的な雇用関係にあること
 - (7) 現場代理人が営業所技術者、特定営業所技術者又は経営業務の管理責任者でないこと
- 3 前項の条件を満たす場合であっても、すでに施工中の工事において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合には、兼任を認めないことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項に規定する兼任を認める場合には、常駐を要しない期間及び兼任する工事等について、契約締結後に発注者との間で打合せ記録等の書面により明確に定めるものとする。

（兼任等する場合の手続き）

- 第4条 現場代理人の兼任を認めようとする場合は、受注者に「現場代理人兼任届（変更届）（様式1号）」を提出させるものとする。
- 2 前項の規定に基づき届出のあった内容に変更があったときは、改めて受注者に「現場代理人兼任届（変更届）（様式1号）」を提出させるものとする。

（工事現場への常駐義務の緩和及び兼任の取消し）

- 第5条 発注者が現場代理人の兼任を認めた場合であっても、第3条第2項の条件を満たしていないと発注者が判断した場合や、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合においては、兼任を取り消すことができるものとする。

（現場代理人の再配置）

- 第6条 発注者は、前条の規定により現場代理人の兼任を取り消した場合は、当該工事又は兼任する他の工事において直ちに新たな現場代理人を配置するよう指示するものとする。この場合において、当該工事の現場代理人は、他の工事現場の現場代理人と兼任することができないものとする。
- 2 発注者は、受注者に対して前項の規定により新たな現場代理人の配置を指示した場合において、受注者が当該指示に従わないときは、現場代理人の配置がされていない工事等に関し、現場代理人の配置がなされるまでの間、中断させることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月4日から施行する。
- 2 ただし、令和3年1月4日より以前に公告した本市発注工事の現場代理人については、第2条第1項第2号及び第4条に該当する工事の条件等を満たしていれば、施行日以降に発注する工事の現場代理人と兼任することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月13日から施行する。

令和 年 月 日

現場代理人兼任届（変更届）

大阪市長 様

所在 地

社 名

代表者名

次のとおり、現場代理人を兼任することとしましたので届け出ます。

なお、届出書に記載内容の虚偽があった場合や安全管理、施工管理等が不十分と判断された場合には、現場代理人の兼任を解除されても異議を申し立てません。

フリガナ 現場代理人氏名			
1	当該工事	工事名称	
		契約金額	
		工事場所	
		工定期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
		主任技術者との兼務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	兼任する工事	工事名称	
		契約金額	
		工事場所	
		工定期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
		主任技術者との兼務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3	兼任する工事	工事名称	
		契約金額	
		工事場所	
		工定期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
		主任技術者との兼務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
解除があった場合その理由		<input type="checkbox"/> 本工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 <input type="checkbox"/> 兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 <input type="checkbox"/> 兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 <input type="checkbox"/> その他 ()	
フリガナ 連絡員氏名			

※この届出は、「当該工事」及び「兼任する工事」それぞれに提出する必要があります。